

記 録

文書番号	SCJ 第 2 5 期-0 5 0 9 0 4-2 5 3 6 0 5 0 0-0 3 0
委員会等名	法学委員会 社会と教育における LGBTI の権利保障分科会
標題	性的指向・性自認に基づく差別を禁止する法律 (SOGI 差別禁止法) の必要性について
作成日	令和 5 年 (2023 年) 9 月 4 日

※ 本資料は、日本学術会議会則第二条に定める意思の表出ではない。掲載されたデータ等には、確認を要するものが含まれる可能性がある。

この記録は、日本学術会議法学委員会社会と教育における LGBTI の権利保障分科会の審議結果を取りまとめ公表するものである。

日本学術会議法学委員会社会と教育における LGBTI の権利保障分科会

委員長	南野 佳代	(第一部会員)	京都女子大学法学部教授
副委員長	三成 美保	(連携会員)	追手門学院大学法学部教授
幹事	星乃 治彦	(連携会員)	福岡大学名誉教授
幹事	谷口 洋幸	(連携会員)	青山学院大学教授
委員	高橋 裕子	(第一部会員)	津田塾大学学長・教授
委員	伊藤 公雄	(連携会員)	京都産業大学客員教授
委員	大河内 美紀	(連携会員)	名古屋大学大学院法学研究科教授
委員	緒方 桂子	(連携会員)	南山大学法学部教授
委員	隠岐 さや香	(連携会員)	東京大学大学院教育学研究科教授
委員	國分 典子	(連携会員)	法政大学法学部教授
委員	佐藤 義明	(連携会員)	成蹊大学法学部教授
委員	島岡 まな	(連携会員)	大阪大学大学院法学研究科教授
委員	鈴木 賢	(連携会員)	明治大学法学部教授
委員	内藤 忍	(連携会員)	独立行政法人労働政策研究・研修機構 副主任研究員
委員	二宮 周平	(連携会員)	立命館大学名誉教授
委員	三浦 まり	(連携会員)	上智大学法学部教授
委員	矢野 恵美	(連携会員)	琉球大学大学院法務研究科教授
委員	吉沢 豊予子	(連携会員)	関西国際大学保健医療学部教授
委員	吉田 道代	(連携会員)	和歌山大学観光学部観光学科教授
委員	吉田 容子	(連携会員)	弁護士
委員	來田 享子	(連携会員)	中京大学スポーツ科学部教授
委員	紙谷 雅子	(連携会員(特任))	学習院大学法学部教授

報告および資料の作成に当たり、以下の方々にご協力いただいた。

大島 梨沙	新潟大学法学部教授
清水 晶子	東京大学大学院総合文化研究科教授

目次

1. 記録作成の目的と背景	1
(1) 本記録の目的	1
(2) 国際社会と日本の動向	1
(3) SOGI 差別を禁止する法整備の緊急性	3
2. 立法についての議論状況	4
(1) 包括的差別禁止法	4
(2) 婚姻平等法	6
(3) 性別記載変更法	8
3. まとめ	10
資料	12
資料① 日本学術会議法学委員会社会と教育における LGBTI の権利保障分科会「(提言) 性的マイノリティの権利保障をめざして—婚姻・教育・労働を中心に—」(2017年9月29日) (2017年提言)「6 提言(全文)」	12
資料② 日本学術会議法学委員会社会と教育における LGBTI の権利保障分科会「(提言) 性的マイノリティの権利保障をめざして (II) —トランスジェンダーの尊厳を保障するための法整備に向けて—」(2020年9月23日) (2020年提言)「3 提言(全文)」	13
資料③ 日本弁護士連合会「同性の当事者による婚姻に関する意見書」(2019年7月18日)	14
資料④「性的指向及び性自認の多様性に関する国民の理解の増進に関する法律案」(2021年5月)(いわゆる「理解増進法案」)	14
資料⑤ 東京弁護士連合会「LGBT理解増進法案に関する会長声明」(2021年6月10日) (抜粋)	15
資料⑥ 日本弁護士連合会「性的少数者に対する差別発言に抗議し、速やかな同性婚法制化を求める会長声明」(2023年2月16日)(全文)	15
資料⑦ 外務省「G7首脳コミュニケ」(2022年6月28日、エルマウにて)(日本語仮訳)「ジェンダー平等(抜粋)」	16
資料⑧ 2019年人権理事会理事国選挙における日本の自発的誓約(原文英語)	17
資料⑨ 自由権規約委員会「日本の第7回定期報告に係る総括所見」(2022年11月3日) (抜粋)	17
資料⑩ 「性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案」(いわゆる「差別解消法案」)(2016年)(第190回衆第57号)(抜粋)	18
資料⑪ 「民法の一部を改正する法律案」(2019年)(衆議院第198国会15)(まとめは本分科会による)	20
資料⑫ 性同一性障害特例法3条1項3号の合憲性(「性別の取扱いの変更申立て却下審判に対する抗告棄却決定に対する特別抗告事件」最高裁判所第三小法廷・決定・令和3年11月30日)	21

1. 記録作成の目的と背景

(1) 本記録の目的

本分科会は、2017年と2020年の2度にわたって提言を發出している。2017年には「(提言) 性的マイノリティの権利保障をめざして—婚姻・教育・労働を中心に—¹」(以下、2017年提言) [資料①]、2020年には「(提言) 性的マイノリティの権利保障をめざして (II) —トランスジェンダーの尊厳を保障するための法整備に向けて—²」(以下、2020年提言) [資料②] を發出した。2017年提言では、婚姻平等を含む包括的差別禁止法の制定を最終目標として個別分野における法改正を提言した。2020年提言では、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律を改廃し、法的性別変更要件の緩和を求めた。

本記録は、これら二つの提言が示した課題が実現していない現状を明らかにし、性的指向及び性自認(以下、SOGI)に基づく差別を禁止する法整備を速やかに行うよう求めるために、本分科会における審議結果をまとめたものである。

(2) 国際社会と日本の動向

2017年提言發出後に、国際社会は性的マイノリティ(以下、LGBT)の権利保障に向けてさらに前進している。例えば、最も包括的なLGBT権利保障文書とされるジョグジャカルタ宣言は2017年に10原則を追加する改訂版を公表した³。ドイツでは婚姻平等が実現した⁴(2017年)。OECDは『レインボー白書』(2019年)を公表して、加盟国のLGBTIの法的包摂度を数値化して比較している⁵。

2017年提言では、包括的差別禁止法の制定を最終目標として、その第一段階としてSOGI差別禁止を定める法整備を行うよう提言した。その後、2017年11月の第3回国連人権理事会普遍的定期審査(UPR審査)では、「161.63. 年齢、人種、ジェンダー、宗教、性的指向、種族又は民族に基づくあらゆる直接的及び間接的差別を禁止し制裁する包括的な差別禁止法を採択及び実施すること。(ドイツ)」など、複数の国から包括的差別禁止法の制定が勧告

¹ 日本学術会議法学委員会社会と教育におけるLGBTIの権利保障分科会「(提言) 性的マイノリティの権利保障をめざして—婚姻・教育・労働を中心に—」(2017年9月29日)、
<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-23-t251-4.pdf>

² 日本学術会議法学委員会社会と教育におけるLGBTIの権利保障分科会「(提言) 性的マイノリティの権利保障をめざして (II) —トランスジェンダーの尊厳を保障するための法整備に向けて—」(2020年9月23日)
<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-24-t297-4.pdf>

³ 2017年11月10日に「ジョグジャカルタ+10」が採択された。新たに、「性的指向、性自認、ジェンダー表現、身体的な性の特徴にかかわらず」、暴力・差別や他の危害から国家に保護される権利、法的に認められる権利、身体的、精神的な自律性、犯罪化・処罰からの自由、貧困からの保護、文化的多様性の権利など9つの権利・自由に関する原則が追加され、さらに、従来原則に関する国家の義務が追加された。
http://yogyakartaprinciples.org/wp-content/uploads/2017/11/A5_yogyakartaWEB-2.pdf

⁴ 2017年7月20日に「同性の人のために婚姻締結の権利を導入する法律(Gesetz zur Einführung des Rechts auf Eheschließung für Personen gleichen Geschlechts)」が成立し、同月21日公布、10月1日から施行された。BGBI. I S. 2787. 渡邊泰彦「ドイツにおける同性婚導入」2018年、京都産業大学デポジトリ2018。

⁵ 経済協力開発機構(OECD)編『OECDレインボー白書—LGBTIインクルージョンへの道のり』明石書店、2021年。

された⁶。第3回UPR日本審査フォローアップ（2020年4月）における日本政府の回答は、「我が国の場合、憲法第14条第1項において、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分または門地により、政治的、経済的又は社会的関係に置いて差別されない」と定め、人種による差別の禁止も含む法の下での平等を規定している。これを踏まえ、我が国は、雇用、教育、医療、交通等国民生活に密接な関わり合いを持ち公共性の高い分野については、特に各分野における関係法令により広く差別待遇の禁止を規定している⁷」というものであり、第4回UPR審査に向けた政府報告書でも同様の説明がなされた⁸。しかし、今必要とされているのは、独立した包括差別禁止法の制定、あるいは少なくともSOGI差別の禁止を明文化した法律の制定である。このような日本の法整備の遅れに対して、2023年第4回UPR勧告（2023年1月）でも改めて包括的差別禁止法あるいはSOGI差別禁止法の必要が複数の国から指摘された。

今日、日本でもまた同性パートナーシップ証明制度が広く普及し、今や人口カバー率が6割を超えている⁹。複数の民間世論調査では、同性間の婚姻（同性婚）に賛成する比率が6割から7割を超えている¹⁰。日本弁護士連合会も「同性の当事者による婚姻に関する意見書」（2019年）を發出して婚姻平等を求めている¹¹ [資料③]。

しかし、日本では法改正は遅々として進まず、2021年5月28日には東京オリンピック開催を目前にLGBT理解増進法案 [資料④] の国会提出が断念された。「差別は許されない」という文言を入れたことへの反発があったためと報道されており¹²、東京弁護士会は会長名でこれに抗議した¹³（2021年6月10日） [資料⑤]。直近では、2023年2月に内閣総理大臣秘書官（当時）が差別発言¹⁴を行って更迭された。同発言に対しては、日本弁護士連合会が会長声明で、憲法13条、14条並びに自由権規約2条1項、17条及び26条により保障される性的少数者の尊厳と権利を根底から否定するものであることが指摘された¹⁵ [資料⑥]。

2023年5月、日本が議長国となり広島でG7サミットが開催されたが、現在G7諸国の中で、同性同士の婚姻あるいはパートナーシップを法的に認めていない国は日本だけであ

⁶ 外務省 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000346504.pdf>

⁷ 外務省 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100371882.pdf>

⁸ 外務省 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100442700.pdf>

⁹ 公益社団法人 Marriage For All Japan - 結婚の自由をすべての人に「日本のパートナーシップ制度」。導入済み自治体数と人口カバー率は2023年1月10日開始の自治体までを含んだもの。
<https://www.marriageforall.jp/marriage-equality/japan/>

¹⁰ 「同性婚に賛成65%、自民支持層でも58%」（日本経済新聞2023年2月27日）、「同性婚を法律で認めることに賛成72%」（朝日新聞2023年2月20日）

¹¹ 日本弁護士連合会「「同性の当事者による婚姻に関する意見書」（2019年）」
https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2019/190718_2.html

¹² 「LGBT法案 進まぬ自民議論」朝日新聞（2023年4月22日）

¹³ 東京弁護士会「LGBT理解増進法案に関する会長声明」（2021年6月10日）
<https://www.toben.or.jp/message/seimei/lgbt.html>

¹⁴ 毎日新聞2023年2月5日、朝日新聞2023年2月5日など。

¹⁵ 日本弁護士連合会「性的少数者に対する差別発言に抗議し、速やかな同性婚法制化を求める会長声明」（2023年2月16日）

る。「あらゆる人々が性自認、性表現あるいは性的指向に関係なく、暴力や差別を受けることなく生き生きとした人生を享受することができる社会を実現する。」(2023年5月20日広島首脳コミュニケ¹⁶) [資料⑦] との原則を日本も速やかに法制定を通じて明文化すべきである。

(3) SOGI 差別を禁止する法整備の緊急性

ジョグジャカルタ原則第3条に示す通り、「各人が自己定義する性的指向及び性自認は、自己の人格と不可分であり、自己決定、尊厳及び自由の最も基本的な側面のひとつである」。SOGI に基づく差別や暴力の中には生命に関わる深刻な事態もあることから、法整備は急務である。

SOGI 差別を根絶するには、LGBT の理解増進だけでは十分とは言えない。2009年度以降、法務省人権擁護局は、「性的指向・性自認(性同一性)を理由とする／性的マイノリティに関する偏見や差別をなくそう」を強調事項として掲げ¹⁷、人権啓発活動を実施してLGBT への理解増進を進めてきたが、SOGI 差別は解消していない¹⁸。また、2017年提言でも指摘したとおり、LGBT 児童生徒の自死企図率が高いことを受けて、2015～16年に文部科学省が初等中等教育機関向けに配慮通知を出している¹⁹。SOGI を理由とする暴力(以下、SOGI 差別)を根絶し、子どもの安心・安全をはかるためにも、法整備を進めることは緊急かつ必須である。SOGI 差別禁止を明文化する法律の制定には、3つのメリットがある²⁰。

第一に、LGBTQ の当事者(特に当事者である子どもたち)の尊厳を守り、安心・安全な学校生活及び市民生活を保障することができる。NPO 法人 ReBit による調査(2022年)によれば、10代 LGBTQ (LGBTQ ユース)は過去1年に48.1%が自殺念慮、14.0%が自殺未遂、38.1%が自傷行為を経験したと回答している。日本財団『日本財団第4回自殺意識調査(2021)』と比較すると、10代 LGBTQ の自殺念慮は3.8倍高く、自殺未遂経験は4.1倍高い²¹。

第二に、国際社会における日本への信頼を強化することができる。日本は、2019年に国連人権理事会理事国に立候補した際、自発的誓約[資料⑧]として国内での SOGI 差別への取り組み強化を誓約している。直近では、前述の UPR 審査における指摘のみならず、国連

¹⁶ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100507034.pdf>

¹⁷ 2009年度に法務省の啓発活動強調事項に性的指向や性同一性障害に関する事項が追加され、2017年度から性的指向及び性自認を理由とする偏見や差別の解消が掲げられるようになった。

¹⁸ 法務省によれば、SOGI に関する嫌がらせ等の人権侵犯事件は毎年9～26件(2017～21年)新規受理されているが、LGBT の60%がいじめ被害を経験していることや約40%が性暴力被害を経験しているとの調査結果に照らせば、これが氷山の一角であることは明らかである。

¹⁹ 文部科学省通知「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等について」(2015年4月)、および周知資料「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施について」(2016年4月)。

²⁰ ジェンダー法学会「性的指向・性自認(SOGI)に基づく差別を禁止する法律を速やかに制定することを求める理事会声明」(2023年3月17日) http://jagl.jp/?page_id=1371

²¹ NPO 法人 ReBit による調査(2022年9月)

<https://prtmes.jp/main/html/rd/p/000000031.000047512.html>

自由権規約委員会総括所見（2022年11月3日）でも、包括的な反差別法の制定、同性婚の容認、特例法の不妊手術要件の撤廃などを具体的に勧告されている〔資料⑨〕。国際公約としての自発的誓約を守り、国際社会からのLGBT権利保障要請に応えることによって、日本は国際社会の信頼を強化することができる。

第三に、LGBTの法的包摂度の高さと経済の活性化は正の相関関係にあり（前述の2019年OECDレインボー白書）、日本国内でも直接・間接の多大な経済効果が期待される。例えば、婚姻平等（同性婚）が実現した場合に結婚する可能性のある人は25万人程度、経済効果は8,110億円と推測されている。法的包摂度を高めてLGBTQのメンタルヘルスが改善されれば、1,188億円～4,277億円にもものぼる社会的損失を避けることもできる²²（認定NPO法人虹色ダイバーシティによる2023年試算）。

これら3つのメリットに照らすならば、SOGI差別を禁止する法整備を躊躇する理由は存在しない。日本でも、近年、婚姻平等をめぐる訴訟や法的性別変更要件をめぐる訴訟、トランス女性の施設利用をめぐる訴訟などが相次いでいる。これらの争点のほとんどはSOGI差別を禁止する法整備を行うことによって解決する。

以上のとおり、本分科会は、2017年提言と2020年提言の内容に即した法整備を改めて強く求めることを目指して、本記録をとりまとめた。

2. 立法についての議論状況

（1）包括的差別禁止法

本分科会の2017年提言では、立法府および政府に対して、性的マイノリティの権利保障法／差別禁止法の制定と実効性のある政策を実施するよう提言した。さらに2020年提言では、包括的差別禁止法²³の制定に向けた第一段階として、ふたたび性的マイノリティの権利保障一般について定めた根拠法の制定を提言した。これらの提言については、以下のとおり一定の議論の進展はあったものの、法律の制定や政策の実施に向けて、今後も更に積極的な取り組みが必要である。

性的マイノリティの権利保障一般について定めた根拠法については、2016年と2018年にいわゆる「差別解消法案」（性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案）〔資料⑩〕が提出された。同法案は「…性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等を推進し、もって全ての国民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する豊かで活力ある社会の実現に資すること（1条）」を目的とし、差別解消に向けた国・自治体の基

²² 認定NPO法人虹色ダイバーシティによる2023年試算

<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000008.000095691.html>

²³ 包括的差別禁止法とは、「宗教、信条、政治的立場、人種、性別、国籍、性的指向、婚姻関係にかかわらず、人を平等に扱うこと」（オランダ一般平等法改正法2020年）のように、多様な原因に基づく差別を包括的に禁じる法律を指す。欧州連合（EU）では2000年以降、人種、民族、宗教、障害、性的指向といった差別禁止法の整備を加盟国に求める動きが相次いだ。これを受け、ドイツ（一般平等取扱法2006年）、イギリス（当時加盟：平等法2010年）、フランスなどで包括的な差別禁止法が制定された。オランダでは、2020年に一般平等法（1994年）を改正した。

本方針・計画策定義務、行政や事業者による差別的取り扱い禁止と合理的配慮、事業者に対する助言・指導・勧告などを規定する。いずれも審議未了により事実上の廃案となっている。

一方、2021年にはいわゆる「理解増進法案」（性的指向及び性自認の多様性に関する国民の理解の増進に関する法律案）〔前掲資料④〕が超党派で構成される議員連盟において合意された。同法案は「…性的指向及び性自認の多様性を受け入れる精神を涵養し、もって性的指向及び性自認の多様性に寛容な社会の実現に資すること（1条）」を目的とし、理解増進に向けた国・自治体の基本方針・計画策定義務、事業者や学校における啓発・相談体制確保の努力、国による施策状況の年次報告などを規定する。ただし、同法案に盛り込まれた「差別は許されない…との認識の下」などの文言への反対から国会へは提出されなかった。2023年6月、LGBT理解増進法が成立したが、当初の超党派案からさまざまな修正が加えられ、当事者団体からは強い批判の声が上がった。

一方、自治体による差別解消に向けた取り組み、とりわけジェンダー平等や人権の尊重を定める条例に性的指向や性自認を含める例が顕著に増加している。2022年12月末現在、7つの都府県を含む63の自治体において条例が制定されている。いくつかの自治体ではアウトティングやカミングアウトの強制の禁止も盛り込まれている。また2015年から自治体ごとの導入が始まったパートナーシップ認定制度は、2023年1月現在、255の自治体に広がっており、ファミリーシップを含める制度も増加傾向にある²⁴。

企業による差別解消に向けた取り組みの増加も顕著である。例えば『CSR企業総覧』によれば、性的マイノリティの権利保障や差別禁止の基本方針をもつ企業は調査開始の2014年には114社であったのに対して、2017年は207社、2021年には419社へと年々増加している²⁵。任意団体work with Prideによる「PRIDE指標」に基づく企業評価も2016年から実施されているが、2022年には応募総数842社のうちゴールドを318社、シルバーを51社、ブロンズを29社が取得している²⁶。また、コレクティブ・インパクト型の取り組みを推進する企業に与えられるレインボー認定は14社（非企業2件（国立市、東京弁護士会）を含む）にのぼる²⁷。この動きは『「ビジネスと人権」に関する行動計画（2020-2025）²⁸』も絡みながら、さらなる加速が予測される。

²⁴ 地方自治研究機構「性の多様性に関する条例」（令和5年4月1日更新）

http://www.rilg.or.jp/htdocs/img/reiki/002_lgbt.htm

²⁵ 東洋経済新報社『CSR企業総覧（東洋経済臨時増刊）』（2005年～年刊）。

²⁶ work with Pride PRIDE指標事務局「PRIDE指標2022レポート」（2022年11月）

<https://workwithpride.jp/wp/wp-content/uploads/2022/11/prideindex2022report2.pdf>

²⁷ 同上。

²⁸ 行動計画の「今後行っていく具体的な措置」として、「(エ) 性的指向・性自認に関する理解・受容の促進：相手の性的指向・性自認に関する侮辱的な言動等を、職場におけるパワーハラスメントに該当すると考えられる例として明記する等したパワーハラスメントの防止のための指針の内容の周知啓発等により、改正労働施策総合推進法の着実な施行を図る。【厚生労働省】」が掲げられている。ビジネスと人権に関する行動計画に係る関係府省庁連絡会議「「ビジネスと人権」に関する行動計画（2020-2025）」（令和2年10月）<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100104121.pdf>

世界各地の国内法において、性的指向・性自認に基づく差別の禁止を法律に明記する動きも顕著である。ILGA の性的指向に関する法制度調査（2020 年）によれば、性的指向に基づく差別について、憲法に禁止規定のある国が 11 カ国、広範な法的保護が与えられている国が 57 カ国、雇用分野での法的保護のある国が 81 カ国ある²⁹。また、EQUALDEX の調査では、性的マイノリティ／LGBT に対する差別からの保護を規定する国が 89 カ国、何らかの保護を規定する国が 58 カ国、雇用分野での法的保護のある国が 101 カ国との集計が公表されている³⁰。これらの統計からは、性的指向・性自認に基づく差別の禁止を法制度として明記・整備していくことは、G7 や OECD など構成するいわゆる先進国の傾向を超えて、今日では世界規模の潮流となっている。

以上から、本分科会の 2017 年および 2020 年提言に含まれる提言について、一定の議論や政策の展開があったことは確認できる。しかしながら、いずれも提言内容を十分に満たすものではない。改めて本分科会は、過去の 2 提言に沿った法政策の展開に期待していることを記録する。

（２）婚姻平等法

2017 年提言以降の婚姻平等法に関する国際社会①と日本の動向②を整理する。

①同性婚を承認した国は、フィンランド、マルタ、ドイツ、オーストラリア（以上 2017 年）、オーストリア、台湾、エクアドル（以上 2019 年）、コスタリカ（2020 年）、チリ、スイス、スロヴェニア、キューバ（以上 2022 年）、アンドラ（2023 年 2 月）と合計 34 カ国・地域に増加した³¹。台湾は、2017 年 5 月 24 日、司法院大法官（憲法裁判所）が、同性婚を認めていない民法を違憲と判断し、2 年以内の立法を命じた。国民投票の結果、民法改正ではなく、特別法によって同性間の婚姻登録を認めた³²。同性間の婚姻は、例えば、台湾では婚姻全体の 1.94%（2019 年からの累計）、フランスでは 2.79%（2019 年、2014 年は 4.36%）であり、それ以外の国々でも異性間の婚姻が大半を占め、社会的な混乱は生じているとは言えない³³。

同性婚の導入前に、登録パートナーシップ制を導入していた国々では、導入により登録パートナーシップ制を廃止し、新規登録を認めない国（ドイツ、デンマーク、スウェーデン、ノルウェー等）がある一方、フランスでは、パックス（PACS、性別を問わず 2 人の成年者が締結できる共同生活のための契約）はもともと性別に関わらず利用可能だったこともあり、民法典に事実婚（concubinage）、パックス、婚姻を規定し、いずれも異性または同性の二人が利用することができる。また、イギリスでは、2019 年法改正により、同性を対象とするシビル・パートナーシップ制を異性も利用できるようにした。イギリスにつ

²⁹ ILGA World, Sexual Orientation Law in the World, as of December 2020, <https://ilga.org/map-sexual-orientation-laws-december-2020>.

³⁰ EQUALDEX, <https://www.equaldex.com/>.

³¹ EMA 日本「世界の同性婚」, <http://emajapan.org/promssm/world>.

³² 鈴木賢『台湾同性婚法の誕生～アジア LGBTQ+ 燈台への歷程（みち）』（日本評論社、2022）207～251 頁。

³³ 鈴木・前掲注 32・289 頁など。

き、「性・セクシュアリティをめぐる事項において不遇な立場にあった当事者により司法判断を仰ぐ訴えがなされ、個人としてまたカップルとしての差別や不平等の是正措置（立法）が段階的に重ねられ、いかなる属性の者も平等の扱いとなるよう新制度の導入がなされてきた」との分析がある³⁴。

②地方自治体によるパートナーシップ証明制度は、2020年以降急増し、2023年6月23日時点で328自治体に広がり³⁵（注35）、証明書の交付を受けたカップルは2023年5月末で合計5,171組である³⁶（注36）

2023年2月に実施された朝日新聞の世論調査では、同性婚を法律で認めるべきだ72%³⁷、日本経済新聞の世論調査では、同性婚を法的に認めることに賛成65%である³⁸。国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査」（2021年）の「結婚・家族に関する意識」で新設された設問「男性どうし、女性どうしの結婚があってもかまわない」に賛成（18～34歳の未婚女性2,053名）88.3%、（同男性）72.0%、（50歳未満で初婚同士の妻4,351名）83.5%である³⁹。

2019年2月14日、同性カップル13組26人が東京、札幌、名古屋、大阪地裁に、同性婚を認めない民法・戸籍法は、個人の尊重、法の下での平等、婚姻の自由に反し違憲として、国家賠償請求訴訟（「すべての人の結婚の自由を」訴訟＝いわゆる「同性婚」訴訟）を提起した。同年9月5日、福岡で、さらに2021年3月26日、新たに東京で提起され（第2次東京訴訟）、現在、全国5か所、6つの訴訟が進行中である。

2021年3月17日、札幌地裁は、異性愛者と同性愛者の違いは、性的指向の差異でしかなく、いかなる性的指向を有する者であっても、享有し得る法的利益に差異はないと言わなければならないとして、同性間の婚姻を定めていない現行民法、戸籍法について、法の下での平等に反するとして違憲と判断した⁴⁰。2022年6月20日、大阪地裁は、男女が共同生活を営み子を養育するという関係に、社会の自然かつ基礎的な集団単位としての識別、公示の機能を持たせ、法的保護を与えようとする趣旨によるものであり、合理性があるとした⁴¹。同年11月30日、東京地裁は、現行法上、同性愛者についてパートナーと家族になるための法制度が存在しないことは、同性愛者の人格的生存に対する重大な脅威、障害であり、個人の尊厳に照らして合理的な理由があるとはいえず、憲法24条2項に違反する状態にあるということができるとした⁴²。

³⁴ 田巻帝子「イギリスにおける同性カップルの法的処遇」ジュユリスト 1577号（2022）84頁。

³⁵ 虹色ダイバーシティ <https://nijiirodiversity.jp/5449/>（閲覧日 2023年6月30日）

³⁶ 同上。

³⁷ 朝日新聞 2023年2月20日。

³⁸ 前掲注10。

³⁹ 国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査」 「結婚・家族に関する意識」（図表12-1） <https://www.ipss.go.jp/ps-doukou/j/doukou16/JNFS16gaiyo.pdf>

⁴⁰ 判例時報 2487号3頁。

⁴¹ 判例時報 2537号40頁。

⁴² 裁判所ウェブサイト。

他方、同性カップルの共同生活の一時的な解消に対する損害賠償請求事案で、2020年3月4日、東京高裁は、男女が相協力して夫婦としての生活を営む結合としての婚姻に準ずる関係にあったと評価し、慰謝料100万円を認めた⁴³。殺人罪の被害者が同性カップルの当事者だったため犯罪被害者給付金を不支給とした愛知県公安委員会裁定の取消請求事案では、2022年4月20日、名古屋高裁は、民法上婚姻届をすること自体が想定されていない同性間の関係は事実上の婚姻関係と同様の事情にある者と解釈することはできないとして、取消請求を棄却した⁴⁴。

2019年7月18日、日弁連は、「性的指向が同性に向く人々は、互いに配偶者と認められないことによる各種の不利益を被っている。これは、性的指向が同性に向く人々の婚姻の自由を侵害し、法の下での平等に違反するものであり、憲法13条、14条に照らし重大な人権侵害と言うべきである。したがって、国は、同性婚を認め、これに関連する法令の改正を速やかに行うべきである」という意見書を発出した⁴⁵[前掲：資料③]。国会では、2019年6月3日、立憲民主党、日本共産党、社会民主党3党の議員により、婚姻平等法案が、衆議院第198国会15「民法の一部を改正する法律案」として提出されたが、期日経過により廃案となり、2023年3月6日、立憲民主党・無所属の議員により衆議院第211国会3、また、同月29日、日本共産党の議員により参議院第211国会7、として、ほぼ同じ内容で「民法の一部を改正する法律案」として提出されている[資料⑩]。これまで政権与党は、憲法24条で同性婚は想定されておらず、国民・国会での理解や議論が深まる必要があるという趣旨の答弁を繰り返している。

【補足】2023年5月30日、名古屋地裁は、札幌地裁判決と同様の理由で憲法14条1項違反とした。さらに、累計的には膨大な数になる同性カップルが長期間にわたって、法律婚制度に付与されている重大な人格的利益の享受を妨げられているにもかかわらず、このような状態を正当化するだけの具体的な反対利益が十分に観念し難いことからすると、現状を継続し放置することについては、もはや、個人の尊厳の要請に照らしても合理性を欠くに至っていると、憲法24条2項に違反するとした（ウェブサイト「CALL4 結婚の自由をすべての人に訴訟」訴訟資料→裁判所→愛知（名古屋）判決全文）。

同年6月8日、福岡地裁は、同性カップルに婚姻制度の利用によって得られる利益を一切認めず、自らの選んだ相手と法的に家族になる手段を与えていない本件諸規定は、もはや個人の尊厳に立脚すべきものとする憲法24条2項に違反する状態にあると言わざるを得ないとした（同上ウェブサイト→九州（福岡）判決全文）。

（3）性別記載変更法

本分科会は2020年提言において、国際人権基準に照らしながら、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（以下、特例法）に代わる「性別記載の変更手続に関する法律（仮）」の成立を提言した（提言1）。また、性自認やジェンダー表現に基づく差別の禁止を含む根拠法の制定や人権保障への取り組みについても提言した（提言2）[前掲：資料②]。このうち提言2については、本記録「（1）包括的差別禁止法」と重複する内容が多いため、

⁴³ 判例時報2473号47頁

⁴⁴ 裁判所ウェブサイト。

⁴⁵ 前掲注10。

ここでは提言1に関するその後の動向を中心に記録する。

2020年提言後、特例法に規定される要件のうち、非婚要件（特例法3条1項2号）と子なし要件（同3号）の合憲性について最高裁判所の判断が下された。2020年、最高裁判所第二小法廷は非婚要件が「現在の婚姻秩序に混乱を生じさせかねない等の配慮に基づくものとして、合理性を欠くものとは言えないから、国会の裁量権の範囲を逸脱するものということとはできない」として、全会一致で合憲判断を下した⁴⁶。また2021年、最高裁判所第三小法廷は過去の最高裁判例を列挙する形で合憲との判断を下した⁴⁷。いずれの判断にも2020年提言を否定するに足る論理性はなく、再検討が望まれるところである。

2つの新たな最高裁判所の判断のうち、後者に付された宇賀克也裁判官の反対意見が注目される。同反対意見は、子なし要件の立法目的について「漠然とした観念的な懸念にとどまるのではないか」との疑問を呈した上で、「…未成年の子の福祉への配慮という立法目的は正当であると考えますが、未成年の子がいる場合には法律上の性別変更を禁止するという手段は、立法目的を達成するための手段として合理性を欠いているように思われる。したがって、特例法3条1項3号の規定は、人がその性別の実態とは異なる法律上の地位に置かれることなく自己同一性を保持する権利を侵害するものとして、憲法13条に違反する」と結論づけた〔資料⑫〕。本委員会の2020年提言の内容と重なる部分も多く、人権モデルに基づく解釈としての正当性がある。

一方、立法府における特例法の改廃に向けた具体的な議論の進展は確認することができていない。この状況について、2020年提言以降も、国際人権基準に基づく改善勧告が相次いでいる。2022年11月に採択された自由権規約委員会の総括所見では「生殖器官または生殖能力の剥奪、婚姻していない状況を含む、性別の再割り当てを法的に承認するための不当な要件の撤廃を検討すること」が勧告された⁴⁸〔前掲：資料⑨〕。さらに2023年2月の国連人権理事会普遍的定期審査作業部会において、4カ国（ウルグアイ、メキシコ、アイスランド、ニュージーランド）から特例法の改廃について勧告が出されている。このうちメキシコとアイスランドの勧告は生殖不能要件の廃止に特化した勧告となっている⁴⁹。

これらの勧告の基盤は国連SOGI独立専門家による2018年報告書に見いだされる。同報告書は、性別記載変更のための法政策のあり方に関する調査・研究をもとに、各国が取り入れるべき6つの基準を勧告する。①申請者の自己決定を基礎とすること、②簡便な行政手続とすること、③機密性を確保すること、④医学的・心理学的・その他の証明など不合理又は病理化する要件を課すことなく、申請者の自由意思による十分な情報に基づく同意のみを基盤とすること、⑤「男性」または「女性」ではない性自認を含むノンバイナリーのアイデンティティを認識し、承認し、多様な性別記載の選択肢を提供すること、⑥利用しやすくし、

⁴⁶ 最決令 2・3・11：裁判所ウェブサイト。

⁴⁷ 最決令 3・11・30：裁時 1780 号 1 頁、裁判所ウェブサイト。

⁴⁸ 「国連自由権規約委員会第7回日本政府審査の総括所見」英語原文（CCPR/C/JPN/CO/7）及び日本語仮訳については、以下を参照。 <https://sites.google.com/view/ncfoj/observation>

⁴⁹ U.N. Doc. A/HRC/WG.6/42/L.12, 10 February 2023, paras.158.269(Uruguay), 158.271(Mexico), 158.278 (Iceland), 158.282 (New Zealand).

可能な範囲で無料とすること、以上の6つである⁵⁰。2020年報告書の内容を補強する国際基準として、同報告書の重要性も加えて記録しておく。

また、近隣諸国の動きも注目すべきである。2021年に台湾⁵¹、2023年に香港⁵²において性別記載変更のために手術の完了を求めることが人権侵害にあたるとの判断が下され(台北高等行政法院2021年9月23日、香港終審法院2023年2月6日)、韓国大法院はいわゆる子なし要件を廃棄する判断を下している⁵³(韓国大法院2022年11月24日)。

なお、2020年提言以前から、特例法の改廃および本記録の「(1) 包括的差別禁止法」に関する議論の中で、トランスジェンダー、とりわけトランス女性に対する偏見や固定観念、嫌悪に基づく差別的言説は拡散し続けており、状況は深刻な段階へと突入している。議論の過程においては、トランスジェンダーの人々の生き方を直視し、個々人の性自認が人権として尊重されること、また、シスジェンダー・ヘテロセクシュアルの生き方のみを前提とした男女別の施設やサービスについて、それぞれの事情に応じた適切な検討が求められる⁵⁴。

以上から、本分科会は2017年提言と2020年提言を想起し、あらためて、トランスジェンダーの権利保障の基盤となる「性別記載の変更手続に関する法律(仮)」の制定、並びに、性自認を含む包括的差別禁止法の制定を求めていることを記録する。

3. まとめ

(1) G7 広島首脳コミュニケでは、「あらゆる人々が性自認、性表現あるいは性的指向に関係なく、暴力や差別を受けることなく生き生きとした人生を享受することができる社会を実現する。⁵⁵」と明記された。これを踏まえ、包括的差別禁止法やSOGI差別禁止の明文化を求める国連自由権規約委員会からの勧告(2022年)及び国連人権理事会普遍的定期審査(第4回UPR審査)作業部会における勧告(2023年)を踏まえ、SOGIに基づく差別を禁止する法律(SOGI差別禁止法)の速やかな制定が必要である。その意味で、SOGI差別禁止条項を持たないLGBT理解増進法では、国際社会からの要請に応えたものとは言えず、国際的に義務付けられている人権基準を満たすものとも言えない。

(2) 諸外国で婚姻平等が進み、日本でも同性パートナーシップ証明制度の人口カバー率が65%を超え、民間世論調査でも同性婚への賛成が過半数を占める現在、婚姻平等の実現に向けた国民の理解は十分進んでいると考えられ、国際社会からの要請も強い。日弁

⁵⁰ U.N. Doc. A/73/152, 12 July 2018.

⁵¹ 鈴木・前掲注32・299頁以下。

⁵² Jessie Pang, "Hong Kong court makes landmark ruling protecting transgender rights," REUTERS, <https://www.reuters.com/world/asia-pacific/hong-kong-court-makes-landmark-ruling-protecting-transgender-rights-2023-02-06/>

⁵³ "Top court sides with transgender parent with underage child," The Korea Times, https://www.koreatimes.co.kr/www/nation/2022/11/251_340496.html.

⁵⁴ 立石結夏、河本みま乃「男女別施設・サービスとトランスジェンダーをめぐる問題」2021年、Web日本評論 <https://www.web-nippyo.jp/23123/>

⁵⁵ 前掲注16。

連意見書が示す通り、性的指向に基づく婚姻の制限は、憲法 13 条及び 14 条に違反するのであって、憲法 24 条も同性間の婚姻を否定していると解することはできない。以上を踏まえ、2017 年提言の通り、速やかな婚姻平等の実現を求めたい。

(3) 特例法の法的性別変更要件に関しては、2020 年提言で求めた新法（性別記載変更法）の制定を改めて求めたい。「性同一性障害」という用語を削除し、法的性別変更要件を緩和することは、当事者のニーズに応えたものであると同時に、国際社会の動向に即したものである。

資料

資料① 日本学術会議法学委員会社会と教育における LGBTI の権利保障分科会「(提言) 性的マイノリティの権利保障をめざして—婚姻・教育・労働を中心に—」(2017年9月29日) (2017年提言)「6 提言(全文)」

性的マイノリティの権利保障には、国民全体の理解が欠かせない。学校・職場・地域が一体となって性的マイノリティに対する偏見と差別を取り除き、性的マイノリティに対する理解を深めて「共生社会」を築くことが、国民が果たすべき課題である。そのような展望のもとに、以下のとおり提言する。

第一に、立法府・政府に対し、差別解消のための根拠法の制定と包括的な法政策の策定に向けて、以下の通り提言する。①性的指向・性自認(性同一性)・身体的性に関わる特徴等に基づく差別を禁止し、性的マイノリティの権利保障をはかるための根拠法を制定すること。②同法には、性自認の尊重、身体に関する自己決定権の尊重、婚姻を含む共同生活の保障、教育上の権利保障、雇用・労働に関する均等待遇に関する規定を盛り込むこと。③同法に基づいて国・自治体は基本計画を策定し、継続的な公的調査・白書作成を踏まえて包括的な権利保障政策を立案・実施・評価すること。

第二に、関連法等の改正につき、以下のとおり提言する。①同性パートナーとの共同生活を保障するために民法を一部改正して婚姻の性中立化をはかること。②「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」の名称変更と要件緩和を行うこと。③個人情報保護法の不利益取扱い禁止規定に性的マイノリティの権利を導入し、「要配慮個人情報」に「性的指向と性自認」の文言を追加すること。④ハラスメント言動の防止について、男女雇用機会均等法のセクシュアル・ハラスメント指針を人事院規則と同内容とすること。

第三に、教育における権利保障の課題を達成するため、文部科学省及びすべての教育機関等に対して、以下の通り提言する。①文科省は、教育機関の段階や種別を問わず、「修学支援」「入学保障」「在籍保障」の三面にわたって性的マイノリティの「学ぶ権利」を包括的に保障するためのガイドラインを策定すること。②文科省及び各教育機関・教科書出版社は「性の多様性」に関する教育を充実させるために、教科書の改訂に取り組み、関連教科に関する学習指導要領の見直しに向けて検討すること。③すべての教育機関は、性的マイノリティに対するハラスメントの防止に取り組むとともに、差別解消のための研修を積極的に行うこと。④すべての教育機関は、性別記載欄・通称名使用・トイレ等の施設利用について現状を点検し、速やかに必要な改善を行うこと。

第四に、雇用・労働に関する権利保障の課題を達成するため、厚生労働省及び各事業体に対して以下の通り提言する。①厚労省は、雇用・労働における性的マイノリティの権利保障を目的としたガイドラインを策定すること。②各事業体は、性的マイノリティに対する理解増進・差別禁止のための取り組みを速やかに実践し、福利厚生についても配慮すること。また、性自認に即した服装やふるまいの尊重、トイレ等の施設利用の便宜、ハラスメント防止対策の徹底に努めること。③国及び自治体は、教育機関や企業等と連携しつつ、雇用・労働における性的マイノリティの権利保障を目指す先進的な取り組みを積極的に支援し、性的マイノリティが尊厳をもって安全に働けるよう十分な対策を講じること。

(出典) <https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-23-t251-4.pdf>

資料② 日本学術会議法学委員会社会と教育における LGBTI の権利保障分科会「(提言) 性的マイノリティの権利保障をめざして (II) —トランスジェンダーの尊厳を保障するための法整備に向けて—」(2020年9月23日)(2020年提言)「3 提言(全文)」

提言1 トランスジェンダーの権利保障のために、国際人権基準に照らして、性同一性障害者特例法に代わる性別記載の変更手続に係る新法の成立が必須である。国会議員あるいは内閣府による速やかな発議を経て、立法府での迅速な法律制定を求めたい。

トランスジェンダーの人権保障のためには、本人の性自認のあり方に焦点をあてる「人権モデル」に則った性別変更手続の保障が必須である。現行特例法は、「性同一性障害」(2019年 WHO 総会で「国際疾病分類」からの削除を決定)という「精神疾患」の診断・治療に主眼を置く「医学モデル」に立脚しており、速やかに廃止されるべきである。特例法に代わる新法は「性別記載の変更手続に関する法律(仮称)」とし、国際人権基準に則した形での性別変更手続の簡素化が求められる。以上の見地から、国会議員あるいは内閣府(法務省による法案作成)による速やかな発議と立法府での迅速な法律制定を求めたい。

提言2 トランスジェンダーを含む性的マイノリティの人権が侵害されることがないように、性的マイノリティの権利保障一般について定めた根拠法が必要である。国会議員あるいは内閣府による速やかな発議と立法府における迅速な法律制定が望まれる。関係省庁及び自治体は、より実効性の高い権利保障政策の立案・実行・評価に努めるべきである。

トランスジェンダーを含む性的マイノリティの権利保障を真の意味で実現するためには、性自認やジェンダー表現を「個人の尊厳」ないし「性的自己決定」として明確に保障する根拠法の制定が不可欠である。国会議員あるいは内閣府及び法務省は、①「性的指向・性自認・ジェンダー表現・性的特徴」に基づく差別およびハラスメントの禁止、②実施されるべき措置、③人権保障の履行確保制度を盛り込んだ根拠法の法案策定を進めて立法府に発議すべきであり、立法府での速やかな法律制定が望まれる。内閣府・法務省・文部科学省・厚生労働省・外務省・スポーツ庁などの関係省庁及び自治体は、これまで以上に実効性の高い性的マイノリティの権利保障政策を立案・実行し、適正に評価するよう努めるべきである。根拠法は、このような政策の指針および評価基準とされるべきである。

提言3 「人権外交」(外務省)の方針に基づき、日本も国連人権諸機関から求められている包括的な差別禁止法の制定を目指すべきである。性的マイノリティの権利保障法は、包括的差別禁止法の制定に向けた第一段階として位置付けられる。中央省庁や自治体が連携して包括的な差別禁止政策を推進し、当事者団体・教育機関・企業・専門家・市民等の協力のもとに、国際人権基準に適った多様性に富む日本社会を築くことが期待される。

日本政府は、国連自由権規約委員会から、性別・人種・宗教などを含む包括的な差別禁止法の制定を勧告されている。社会構造に起因する差別の多くは、複合的かつ交差的であるため、個別の差別禁止法では十分に対応できない。したがって、性的マイノリティの権利保障法は、あくまで包括的差別禁止法制定に向けた過渡的なものと認識されるべきである。今後、日本政府と市民が協力して包括的差別禁止法の制定に向けた取組を進め、国際人権基準に適

った多様性に富む日本社会を築くことが期待される。

(出典) <http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-24-t297-4.pdf>

資料③ 日本弁護士連合会「同性の当事者による婚姻に関する意見書」(2019年7月18日)

第1 意見の趣旨

我が国においては法制上、同性間の婚姻(同性婚)が認められていない。そのため、性的指向が同性に向く人々は、互いに配偶者と認められないことによる各種の不利益を被っている。

これは、性的指向が同性に向く人々の婚姻の自由を侵害し、法の下での平等に違反するものであり、憲法13条、14条に照らし重大な人権侵害と言うべきである。

したがって、国は、同性婚を認め、これに関連する法令の改正を速やかに行うべきである。

(中略)

第4 当連合会の意見

(中略)

5 結語

以上のとおり、同性婚を認めないことは、憲法13条、憲法14条に反する重大な人権侵害であると評価せざるを得ないこと、及び憲法24条は同性婚を法律で認めることを禁止する趣旨とは考えられないことに照らせば、我が国は、速やかに同性婚を認め、これに関連する法令の改正をすべきであり、当連合会は、第1記載のとおり意見するものである。

(出典) 日本弁護士連合会

https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2019/opinion_190718_2.pdf

資料④「性的指向及び性自認の多様性に関する国民の理解の増進に関する法律案」(2021年5月)(いわゆる「理解増進法案」)

(※下線は本分科会による。自民党総務会で異論が出された箇所を指す。)

(目的) 第一条 この法律は、全ての国民が、その性的指向又は性自認にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及び性自認を理由とする差別は許されないものであるとの認識の下に、性的指向及び性自認の多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及び性自認の多様性を受け入れる精神を涵養し、もって性的指向及び性自認の多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする。(以下、略)

(出典) 谷合正明参議院議員(公明党参議院公明党参議院幹事長等)の公式ツイッター

https://twitter.com/masaaki_taniai/status/1398509478228631553

**資料⑤ 東京弁護士連合会「LGBT理解増進法案に関する会長声明」(2021年6月10日)
(抜粋)**

現在、「性的指向及び性自認の多様性に関する国民の理解の増進に関する法律案」(「LGBT理解増進法案」)が各政党において検討されているが、未だ国会には法案として提出されていない。報道によると、その理由は、性的指向及び性自認を理由とする差別は許されないと
言う文言を追加することについて、自党内から「差別の内容がわからない」「訴訟が多発する」などとの反論が出た結果であるとのことである。同党の会合では「道徳的にLGBTは認められない」「LGBTは種の保存に背く」などの発言があったとも報道されている。この法案をめぐるのは、野党が提出したLGBT差別解消法案と自民党のLGBT理解増進法案の条文について調整が試みられてきたが、結局調整ができない状況である。

人が個人の尊厳をもち、権利において平等であることは、日本国憲法においても確認されているものであって、性的指向や性自認による差別が許されないことは当然のことである。国連人権理事会における普遍的定期的審査(2008年、2012年、2017年)においても、性的指向及び性自認に基づく差別を撤廃するための措置を講じることが日本に対して勧告されている。また、経済協力開発機構(OECD)の調査によれば、LGBTに関する法整備状況を比べると、日本は35カ国中34位ということである。

我が国の現状も、未だ状況が改善されておらず、速やかに、性的指向や性自認に関わらず人権を享有することや平等であることを明示する法律が制定されるべきである。(以下、略)

(出典) 東京弁護士会 <https://www.toben.or.jp/message/seimei/lgbt.html>

資料⑥ 日本弁護士連合会「性的少数者に対する差別発言に抗議し、速やかな同性婚法制化を求める会長声明」(2023年2月16日)(全文)

岸田文雄内閣総理大臣は、本年2月1日の第211回通常国会予算委員会において、同性婚に関する質問を受け「極めて慎重に検討すべきだ」と消極的な見解を述べるとともに「家族観や価値観、社会が変わってしまう課題だ」と答弁した。

そして、報道によれば、内閣総理大臣前秘書官は、同月3日、記者団から総理大臣の前述の発言について質問され「(同性婚制度の導入について)社会が変わる。社会に与える影響が大きい」「秘書官室もみんな反対する」「隣に住んでいるのもちょっと嫌だ」「同性婚を認めたら国を捨てる人が出てくる」などと発言したとのことである。

前秘書官の当該発言は、多様な性的指向や性自認を認めず、性的少数者の尊厳を否定し社会から排除するに等しい差別発言であり、憲法13条及び14条並びに市民的及び政治的権利に関する国際規約(自由権規約)2条1項、17条及び26条により保障される性的少数者の権利を侵害するものであり、断じて許されない。行政の長である内閣総理大臣の秘書官という立場からこのような差別発言が出る日本の現状は、極めて深刻である。

また、そもそも総理大臣による前述の答弁自体「性自認、性表現あるいは性的指向に関係なく、誰もが同じ機会を得て、差別や暴力から保護されることを確保することへの我々の完全なコミットメントを再確認する」とした2022年6月28日のG7エルマウ・サミット首脳コミュニケにも反し、性的少数者の権利についての政府の姿勢が厳しく問われていると

言わざるを得ず、極めて遺憾である。

当連合会は、2019年7月18日付け「arrow_blue_1.gif 同性の当事者による婚姻に関する意見書」を取りまとめ、法務大臣、内閣総理大臣、衆議院議長及び参議院議長に提出した。

憲法24条1項は「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立」するとしているが、これは婚姻が当事者の自由かつ平等な意思決定に委ねられるべきものを明らかにする趣旨であって、憲法制定時の想定や議論等に照らしても同性婚法制化を禁止するものではない。同性間の婚姻が認められていない現状は、性的指向が同性に向く人々の婚姻の自由を侵害し、法の下での平等に違反するものであり、憲法13条、14条に照らし重大な人権侵害と言うべきである。国は、当事者の性別に関わりなく同一の婚姻制度を利用しうるようにすべく速やかな同性婚の法制化を行うべきである。

当連合会は、前秘書官による性的少数者に対する差別発言に強く抗議するとともに、国に対し、速やかに、LGBT等の性的少数者に対する理解を深め差別を撤廃するための施策を進め、同性婚法制化を実現することを求める。

(出典) 日本弁護士連合会

<https://www.nichibenren.or.jp/document/statement/year/2023/230216.html>

資料⑦ 外務省「G7首脳コミュニケ」(2022年6月28日、エルマウにて)(日本語仮訳) 「ジェンダー平等(抜粋)」

(※下線は本分科会による。LGBTQ権利保障に関する箇所を指す。)

ジェンダー平等の達成は、我々が強じんて包摂的な民主的社会に向け努力し、また、世界中での権威主義の高まり並びに女性及び女兒の権利に対する反発に対抗するために、不可欠である。我々は、女性と男性、トランスジェンダー及びノンバイナリーの人々の間の平等を実現することに持続的に焦点を当て、性自認、性表現あるいは性的指向に関係なく、誰もが同じ機会を得て、差別や暴力から保護されることを確保することへの我々の完全なコミットメントを再確認する。この目的のために、我々は、長年にわたる構造的障壁を克服し、有害なジェンダー規範、固定観念、役割及び慣行に対処するための我々の努力を倍加させることにコミットする。我々は、あらゆる多様性をもつ女性及び女兒、そしてLGBTIQ+の人々の政治、経済及びその他社会のあらゆる分野への完全かつ平等で意義ある参加を確保し、全ての政策分野に一貫してジェンダー平等を主流化させることを追求する。「ジェンダー平等アドバイザー評議会」及び「W7(女性)」による提言を基礎として、我々は、G7のコミットメント及びジェンダー平等の達成に向けた進捗を継続的に監視するメカニズムを導入する。この目的のため、我々は、ジェンダー平等の進展に関連する幅広い政策領域にわたる主要な指標を網羅する「ジェンダー格差に関するG7ダッシュボード」を承認し、毎年 of 定期的な最新情報の報告を期待する。加えて、我々は、OECDから最初の実施報告書を受領することを期待するとともに、パートナーに引き続き働きかける。(以下、略)

(出典) 外務省 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100376624.pdf>

資料⑧ 2019 年人権理事会理事国選挙における日本の自発的誓約（原文英語）

(7) LGBT rights

Japan enforced the Act on Special Cases in Handling Gender Status for Persons with Gender Identity Disorder in 2004 and then revised the Act in 2008 so as to relax the conditions necessary to change gender status. In addition, domestic human rights bodies have been providing counselling on a wide range of human rights issues including discrimination on the grounds of sexual orientation and gender identity and conducting various awareness-raising activities to ensure that the rights of sexual minorities are respected. Japan will continue to promote these efforts in order to eliminate discrimination on the grounds of sexual orientation and gender identity.

（本分科会による仮訳）(7) LGBT の権利：日本では、2004 年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、2008 年には性別変更に必要な条件を緩和するよう法律を改正した。さらに、国内の人権諸機関は、性的指向や性自認を理由とする差別を含むさまざまな人権問題の相談に携わってきたほか、性的マイノリティの権利が尊重されるようさまざまな意識啓発活動を行ってきた。日本は、性的指向や性自認を理由とする差別を撤廃するために、これらの取り組みを引き続き推進していく。

（出典）外務省 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000175306.pdf>

資料⑨ 自由権規約委員会「日本の第 7 回定期報告に係る総括所見」（2022 年 11 月 3 日）

（抜粋）

反差別の法的枠組み

8. 委員会は、憲法第 14 条がすべての個人のために法の下での平等を確立する一般的な非差別条項を含むことに留意するものの、規約の条項に沿った包括的な反差別法がないことに引き続き懸念を抱いている。委員会は、包括的な反差別法を制定する計画に関する情報が締約国から得られていないことに遺憾の意を表明する（第 2 条、第 20 条及び第 26 条）。

9. 締約国は、包括的な反差別法を制定することを含め、その法的枠組みが、人種、意見、出生、性的指向、性自認及び他の地位を含む規約に基づく全ての禁止事由に基づく、私的領域を含むあらゆる形態の直接、間接及び複合差別に対する十分かつ効果的な実体的及び手続的保護並びに差別の被害者に対する効果的かつ適切な救済へのアクセスを提供することを確保するために必要なすべての措置を講じるべきである。

性的指向及び性自認に基づく差別

10. 委員会は、性的指向及び性自認に基づく差別と闘い、平等な取扱いに関する啓発をするために締約国がとった措置に留意する。しかしながら、委員会は、性的指向及び性自認に基づく差別を禁止する明示的な法律が存在しないことに懸念を抱いている。さらに、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル及びトランスジェンダーの人々が、特に公営住宅、戸籍上の性別の変更、法律婚へのアクセス及び矯正施設での扱いにおいて差別的な扱いに直面していることを示す報告に懸念を抱いている（第 2 条及び第 26 条）。

11. 委員会の従前の勧告6に沿って、締約国は以下のことを行うべきである。

(a) レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル及びトランスジェンダーの人々に対する固定観念及び偏見と闘うための啓発活動を強化すること。

(b) 同性カップルが、公営住宅へのアクセス及び同性婚を含む、規約に定められているすべての権利を、締約国の全領域で享受できるようにすること。

(c) 生殖器又は生殖能力の剥奪及び婚姻していないことを含む、性別変更を法的に認めるための正当な理由を欠く要件の撤廃を検討すること。

(d) トランスジェンダーの被収容者に対する標準的な取扱いとして独居拘禁が使用されないようにするため、2015年のトランスジェンダーの被拘禁者の取扱いに関するガイドラインとその実施を見直すことを含め、矯正施設におけるレズビアン、ゲイ、バイセクシュアル及びトランスジェンダーの被収容者に対する公正な取扱いを確保するための必要な措置を講ずること。

(出典) <https://drive.google.com/file/d/1eHCEvKPFfRCKvZCMf2FhUw92uTvYwj73/view>

資料⑩ 「性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案」(いわゆる「差別解消法案」)(2016年)(第190回衆第57号)(抜粋)

目次

第一章 総則(第一条—第五条)

第二章 性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する基本方針等(第六条—第八条)

第三章 性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等のための措置

第一節 行政機関等及び事業者における性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等のための措置(第九条—第十三条)

第二節 雇用の分野における性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等のための措置(第十四条—第十八条)

第三節 学校等における性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等のための措置(第十九条)

第四章 性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等のための支援措置(第二十条—第二十六条)

第五章 性的指向・性自認審議会(第二十七条—第三十条)

第六章 雑則(第三十一条—第三十七条)

第七章 罰則(第三十八条・第三十九条)

附則第一章 総則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、全ての国民が、その性的指向又は性自認にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等のための措置等を定めることにより、性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等を推進し、もって全ての国民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する豊かで活力ある社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 性的指向 恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。
- 二 性自認 自己の性別についての認識をいう。
- 三 社会的障壁 日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(中略)

第三章 性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等のための措置

第一節 行政機関等及び事業者における性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等のための措置

(行政機関等における性的指向又は性自認を理由とする差別の禁止)

第九条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、性的指向又は性自認を理由として、不当な差別的取扱いをしてはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、現に性的指向又は性自認に係る社会的障壁の除去が必要である旨の申出があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、個人の権利利益を侵害することとならないよう、性的指向又は性自認に係る社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における性的指向又は性自認を理由とする差別の禁止)

第十条 事業者は、その事業を行うに当たり、性的指向又は性自認を理由として、不当な差別的取扱いをしてはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、現に性的指向又は性自認に係る社会的障壁の除去が必要である旨の申出があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、個人の権利利益を侵害することとならないよう、性的指向又は性自認に係る社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

(中略)

第二節 雇用の分野における性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等のための措置

(雇用の分野における性的指向又は性自認を理由とする差別の禁止)

第十四条 使用者は、労働者の募集及び採用について、その性的指向又は性自認にかかわらず均等な機会を与えなければならない。

第十五条 使用者は、次に掲げる事項について、労働者の性的指向又は性自認を理由として、差別的取扱いをしてはならない。

- 一 労働者の配置（業務の配分及び権限の付与を含む。）、昇進、降格及び教育訓練
- 二 住宅資金の貸付けその他これに準ずる福利厚生措置であつて主務省令で定めるもの
- 三 労働者の職種及び雇用形態の変更
- 四 退職の勧奨、定年及び解雇並びに労働契約の更新

第十六条 使用者は、現に職場における性的指向又は性自認に係る社会的障壁の除去が必要である旨の申出があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、労働者の権利利益を侵害することとならないよう、職場における性的指向又は性自認に係る社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

い。

(中略)

(職場における性的指向又は性自認に係る言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置)

第十八条 使用者は、職場において行われる性的指向若しくは性自認に係る言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的指向若しくは性自認に係る言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

(中略)

第三節 学校等における性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等のための措置

第十九条 学校長等は、教職員、児童、生徒、学生その他の関係者に対する性的指向又は性自認に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、性的指向又は性自認に関する相談に係る体制の整備その他の性的指向又は性自認を理由とする差別を解消し、及び性的指向又は性自認に係る言動により修学等の環境が害されることのないようにするために必要な措置を講じなければならない。(以下、略)

(出典) 衆議院

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/houan/g19001057.htm

資料⑪ 「民法の一部を改正する法律案」(2019年)(衆議院第198国会15)(まとめは本分科会による)

(1) 法案提出理由(引用)

「理由

現行法において婚姻が異性の当事者間によるものに限定されると解されていることに鑑み、個人の尊重の観点から、性的指向又は性自認にかかわらず平等に婚姻が認められるようにするため、同性の当事者間による婚姻を法制化する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。」

(2) 739条1項の改正案(まとめ)

現行法	改正(案) 下線が追加部分
婚姻は、戸籍法(昭和22年法律第224号)の定めるところにより届け出ることによって、その効力を生ずる。	婚姻は、 <u>異性又は同性の当事者が</u> 戸籍法(昭和22年法律第224号)の定めるところにより届け出ることによって、その効力を生ずる。

(3) 用語の改正案(まとめ)

現行法	改正案
夫婦財産制	婚姻の当事者の財産関係
父、母/父若しくは母、父又は母/父母	親
夫婦間	婚姻の当事者間
夫婦	婚姻の当事者

(出典・参考) 衆議院

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/houan/g19805015.htm

資料⑫ 性同一性障害特例法 3 条 1 項 3 号の合憲性 (「性別の取扱いの変更申立て却下審判に対する抗告棄却決定に対する特別抗告事件」最高裁判所第三小法廷・決定・令和 3 年 11 月 30 日)

【事案の解説】

本件は、未成年子をもつ申立人がその性別の取扱いを男から女に変更する審判を求めた事案である。第一審では申立が却下され、原審では抗告が棄却されたため、申立人が特別抗告した。

【判決の判旨】

棄却『「現に未成年の子がいないこと」を求める性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律 3 条 1 項 3 号の規定が憲法 13 条、14 条 1 項に違反するものでないことは、当裁判所の判例……の趣旨に徴して明らかである』。

【宇賀克也裁判官の反対意見】

『「現に子がないこと」という要件が設けられた理由は、現に子がいる場合にも性別の取扱いの変更を認めることは、『女である父』や『男である母』の存在を認めることになり、男女という性別と父母という属性の不一致が生ずる事態は、家族秩序に混乱を生じさせ、また、子に心理的な混乱や不安などをもたらしたり、親子関係に影響を及ぼしたりしかねないことなど、子の福祉の観点から問題であるという指摘を受けたものであった。しかし、平成 20 年法律第 70 号による改正により、特例法 3 条 1 項 3 号は、『現に未成年の子がいないこと』という要件に緩和されている。したがって、子が成年に達していれば、『女である父』や『男である母』の存在は認められており、男女という性別と父母という属性の不一致が生ずる事態は容認されていることになる。そうすると、上記改正後は、男女という性別と父母という属性の不一致が生ずることによって家族秩序に混乱を生じさせることを防ぐという説明は、3 号要件の合理性の根拠としては、全く成り立たなくなったとまではいわないにしても、脆弱な根拠となったといえる』。

『「女である父」や「男である母」の存在を認めることが、未成年の子に心理的な混乱や不安などをもたらしたり、親子関係に影響を及ぼしたりしかねず、子の福祉の観点から問題であるという説明が合理的なものかが、主たる検討課題になる。……未成年の子の親である性同一性障害者は、ホルモン治療や性別適合手術により、既に男性から女性に、又は女性から男性に外観(服装、言動等も含めて)が変化しているのが通常であると考えられるところ、未成年の子に心理的な混乱や不安などをもたらすことが懸念されるのは、この外観の変更の段階であって、戸籍上の性別の変更は、既に外観上変更されている性別と戸籍上の性別を合致させるものにとどまるのではないかと考えられる。親が子にほとんど会っておらず、子が親の外観の変更を知らない場合や、子が親の外観の変更に伴う心理的な混乱を解消できていない場合もあり得るであろうが、前者の場合に子に生じ得る心理的混乱、後者の場合に子に

生じている心理的混乱は、いずれも外観の変更に起因するものであって、外観と戸籍上の性別を一致させることに起因するものではないのではない」。

「また、成年に達した子であれば、親の性別変更をそれほどの混乱なく受入れることができるが、未成年の子については、混乱が生ずる可能性が高いという前提についても、むしろ若い感性を持つ未成年のほうが偏見なく素直にその存在を受け止めるケースがあるという専門家による指摘もある。さらに、未成年の子が、自分の存在ゆえに、親が性別変更ができず、苦悩を抱えていることを知れば、子も苦痛や罪悪感を覚えるであろうし、親も、未成年の子の存在ゆえに、性別変更ができないことにより、子への複雑な感情を抱き、親子関係に影響を及ぼす可能性も指摘されている。加えて、そもそも戸籍公開の原則は否定されており、私人が戸籍簿を閲覧することは禁止され、一定の親族以外の者の戸籍の謄抄本を私人が請求することも、原則として認められない……したがって、戸籍における性別の変更があったという事実は、同級生やその家族に知られるわけではないから、学校等における差別を惹起するという主張にも説得力がない」。

「このように、3号要件を設ける際に根拠とされた、子に心理的な混乱や不安などをもたらしたり、親子関係に影響を及ぼしたりしかねないという説明は、漠然とした観念的な懸念にとどまるのではないかという疑問が拭えない」。

「性同一性障害者の戸籍上の性別の変更を認めても、子の戸籍の父母欄に変更はなく、子にとって父が父、母が母であることは変わらず、法律上の親子関係は変化しないから、親権、監護権、相続権などにも影響を与えない。そして、社会的にごく少数と思われる性同一性障害者の戸籍における性別の変更は、我が国の大多数の家族関係に影響を与えるものでもない。したがって、3号要件が、我が国の家族秩序に混乱を生じさせることを防止するために必要という理由付けについても、十分な説得力を感じることができない」。

「未成年の子の福祉への配慮という立法目的は正当であると考えるが、未成年の子がいる場合には法律上の性別変更を禁止するという手段は、立法目的を達成するための手段として合理性を欠いている」。

(出典) 裁時 1780 号 1 頁、裁判所ウェブサイト。

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/733/090733_hanrei.pdf

資料⑬ 2020年以降の主要参考文献

鈴木賢『台湾同性婚法の誕生～アジア LGBTQ+ 燈台への歷程 (みち)』 (日本評論社、2022)

谷口洋幸『性的マイノリティと国際人権法』 (日本加除出版、2022)

二宮周平編『LGBTQ の家族形成支援～生殖補助医療・養子&里親による』 (信山社、2022)、
『同〔第2版〕』 (信山社、2023)

「特集1『結婚の自由をすべての人に』訴訟を考える」ジェンダー法研究 9 号 (2022) 1～76 頁

「特別企画 同性カップルの法的処遇(1)～論点整理のために」ジュリスト 1577 号(2022) 75～88 頁、「同(2)」1578 号 (2022) 98～114 頁

「シンポジウム②LGBTQ と社会保障法制における配偶者概念の再検討」社会保障法 37 号

(2021) 68～127 頁

二宮周平「同性婚導入の可能性と必然性」立命館法学 393・394 号 (2021) 610～626 頁

渡邊泰彦「個人の尊厳とセクシュアリティの多様性」二宮周平・棚村政行編『現代家族法講座 第 1 卷 個人、国家と家族』（日本評論社、2020）327～357 頁

田巻帝子「婚姻の性中立化」二宮周平・犬伏由子編『現代家族法講座 第 2 卷 婚姻と離婚』（日本評論社、2020）1～26 頁